

佐久穂町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

佐久穂町教育委員会

はじめに

本計画は、平成 30 年5月に策定した「佐久穂町小・中学校における働き方改革推進のための基本方針」を踏まえ、業務量管理・健康確保措置を実施するための具体的な行動計画である。

目 次

1. 計画の趣旨・現状	4
2. 目標	4
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

佐久穂町小・中学校は小中一貫教育校として、地域とともに育ち、未来を切り拓く力を育む教育を実現していく。そのために、学校と教職員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務となる働き方を改善する。

(2) 佐久穂町の現状

佐久穂町教育委員会では、平成 30 年 5 月に、「佐久穂町小・中学校における働き方改革推進のための基本方針」を定め、長時間勤務という働き方を改善してきた。

こうした取組の結果、佐久穂町における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

学校名	月平均	月 45 時間以上 80 時間未満の割合	月 80 時間以上の割合
佐久穂小学校	35.14 時間	30.1%	5.6%
佐久穂中学校	24.39 時間	21.4%	1.8%

※時間外在校等時間には、次の項目は含まない。「自己研鑽の時間」「その他業務外の時間」「業務の持ち帰りの時間」（文科省指針参照）

○時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が佐久穂小学校では 35.7%と多くなっている。授業準備・教材研究、テスト問題の作成、採点、成績処理、校外実習、保護者対応などの業務の負担感が大きくなっており、デジタル技術（AI、学習管理システム、自動採点システムなど）を活用して教材作成・配布、学習進捗管理、個別指導計画などを自動化・効率化することで、教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法第 8 条（令和 8 年 4 月 1 日施行）に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

学校名	月平均	月 45 時間以下の割合
佐久穂小学校 佐久穂中学校	30 時間	100%

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内令和6年度の数値】

- ・担任を務める教職員であっても高い士気を保ちつつ、効率的に勤務できる環境を整備するため、フレックスタイム制を導入する。

【教職員のフレックスタイム制度未実施】

- ・AIを活用することにより授業準備、学習評価、成績処理などの業務を効率化し労働時間を適正化する。

【AI活用率0.0%】

- ・教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・学校応援団安全パトール部会、PTA、自治会、警察などが協力し登下校時の通学路における見守り活動を推進する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・町費会計年度任用職員を配置し、徴収金会計業務の一部を担うことにより事務負担を軽減する。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等「3分類」④関係）

- ・学校と地域社会とのつながりを強化し、連携活動を円滑に進めるための職員（町費会計年度任用職員）を配置することにより事務負担を軽減する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・保護者等からの過度な苦情や不当な要求には、学校単独では対応が困難な場合が想定される。これを踏まえ、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、教育委員会等の行政機関が責任を持って当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会から学校に発出される各種調査への回答に係る事務については、LoGo チャットや電子メール等を活用することで、事務負担の軽減を図る。

◆学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・専門的知識を有した ICT 支援員（町費会計年度任用職員）を配置することで事務負担を軽減する。

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT 機器およびネットワーク設備の保守・管理については、専門的な知識やノウハウを有し、障害発生時にも迅速に対応できる民間事業者へ外部委託することで、事務負担の軽減を図る。

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・プールの給水および排水、ろ過装置の管理、ならびにプールに隣接するトイレの始業作業および終業作業については、専門的な知識やノウハウを有する民間事業者へ外部委託することで、事務負担の軽減を図る。

◆校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・学校施設の警備については、警備会社へ外部委託し、開錠・施錠の方法を工夫することで、特定の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を進める。

◆校内清掃（「3分類」⑪関係）

- ・清掃頻度を下げても衛生を保つ範囲で回数・範囲を見直し、清掃時間を削減することで教職員の負担軽減を図る。

◆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・学校内で運営してきた部活動を「南佐久郡中学校部活動運営委員会」へ展開し、地域全体で支える体制を構築することで、教職員の負担軽減を図る。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・高性能プリンターを複数台設置し、印刷ジョブを分散させ、待ち時間を大幅に短縮することで業務の効率化を図る。
- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。

◆学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・自動採点ソフトを導入することで、採点作業や成績処理業務の大幅な時間軽減と負担軽減を図る。
- ・教育 DX を導入することで、問題の配布、回収、採点、児童生徒とのコミュニケーションを一元管理することで、業務の効率化を図る。

◆進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・進路指導に関する専門的知識を有した進路指導特別教員（町費会計年度任用職員）を配置することで事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・住民に身近な健康支援を実施している健康福祉課保健係およびこども課子育て支援係を「こども家庭センター」として組織化し、学校と連携・協働する。

◆家庭連絡のデジタル化

- ・緊急連絡網・安否確認システムアプリを活用することにより、保護者への迅速かつ確実な連絡の実施を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校で行われる学校行事を、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。
- ・職務経験が少ない教職員に、他の教職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ・デジタル技術の活用により、職員会議や分掌業務などの校務を効率化する。
- ・事務文書等の作成項目や内容の簡略化及び学校間での書式の共有を進める。

（3）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ストレスチェックの実施率 90%を目指し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係課・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、町が実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、小・中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校

等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・小・中学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え小・中学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。小・中学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営推進委員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「佐久穂町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。